資料 1

議案等件名(令和5年第2回定例会)

予算案2件(補正予算2件)条例案4件(一部改正4件)

一般議案 3件(財産の取得1件、工事請負契約1件、和解1件)

諮問 2件(審査請求2件)

計 11件

(予算案)

- 1 令和5年度千葉市一般会計補正予算(第3号)
- 2 令和5年度千葉市病院事業会計補正予算(第1号)

(条例案)

1 千葉市市税条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の税額の特例 割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するほか、所要の改正を行う。

(1) わがまち特例による固定資産税の税額の特例割合を定める。

対 象	特例割合
長寿命化に資する大規模修繕工事(R5.4.1~R7.3.31の間に完了したもの)	1/2
を行ったマンションの建物部分	

※わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を法が定める範囲内で条例で決定できるようにする仕組み

(2) 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例の適用期限について、75%軽減及び50%軽減の対象は3年間(R8.3.31まで)、25%軽減の対象は2年間(R7.3.31まで)延長する。

130 H (No. 0. 01 & C) (20/0 Ely () / 30/0 Ely (
区分		本来の税率	軽課税率			
			電気自動車等 (75%軽減)	R12燃費基準 90%達成車 (50%軽減)	R12燃費基準 70%達成車 (25%軽減)	
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円		
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	軽減	なし
		自家用	5,000円	1,300円		
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	

- ※乗用かつ営業用のものに限る。
- (3) 三輪以上の特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に係る軽自動車税(種別割)の 税率を二輪のものと同額にする(年額 3,700円→2,000円)。
- (4) 施行期日 公布の日((3)については、R5.7.1)
- (5) 法等改正 R5.4.1ほか

2 千葉市保健所条例の一部改正について(保健福祉局 医療衛生部 医療政策課)

当分の間、保健所の位置を変更する。

- (1) 総合保健医療センターの大規模改修に伴い、当分の間、同センター内にある保健所を移転する。
 - (移転前)美浜区幸町1丁目3番9号
 - (移転後)中央区問屋町1番35号
- (2) 移転期間(予定) R5.10.10~R8年度中
- (3) 施行期日 R5.10.10

千葉市環境保健研究所条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 医療政策課)

環境保健研究所の位置を変更する。

(1) 環境保健研究所の移転に伴い、その位置を変更する。

(変更前)美浜区幸町1丁目3番9号

(変更後)若葉区大宮町3816番地

- ・施設の概要

 - ア 構造 鉄筋コンクリート造3階建 イ 面積 敷地面積4,590.50㎡、延床面積4,421.87㎡
- (2) 施行期日 R5.9.1

千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

新たに、幕張西スポーツ広場を設置する。

- (1) 幕張西スポーツ広場を設置する。
 - ア 施設の概要
 - 位 置 美浜区幕張西6丁目1番地3
 - 積 12,391 m² · 面
 - 設 野球場、多目的広場、駐車場(45台)
 - ・供用時間 午前9時から午後5時まで
 - イ 管理
 - 指定管理者(非公募)による管理
 - ウ 使用料
 - (ア) 野球場

区 分	2時間につき
一般	1,440円
高校生	690円
中学生以下	460円

(化) 多目的広場

区 分	2時間につき		
一般	860円		
高校生	430円		
中学生以下	280円		

(2) 施行期日 規則で定める日(指定管理者の指定の手続関係は、公布の日)

(一 般 議 案)

財産の取得について(消防防災ヘリコプター) (消防局 警防部 航空課)

取 得 財 産 消防防災ヘリコプター

- (1)機種 レオナルド社製 AW169型
- (2)機数 1機

取得予定価額 1,779,800,000円

- (1) 取得の相手方 三井物産エアロスペース株式会社
- (2) 納 入 期 限 令和7年3月31日

工事請負契約について(蘇我球技場音響設備外改修工事)

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施 工 場 所 中央区川崎町1番地20

工事概要 (1)音響設備一式

- (2) 拡声設備一式
- (3) 仮設工一式
- (4)撤去工一式

契約 方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)

契約金額 407,000,000円

工 期 契約締結日の翌日から260日間

者 株式会社橋本電業社 負

- (1) 蘇我球技場(フクダ電子アリーナ)の音響設備及び拡声設備が老朽化していることから、改 修を行う。
- (2) 供用開始 R6.3(予定)

3 和解について

(財政局 資産経営部 管財課)

千葉中央コミュニティセンターの事業所に係る賃貸借契約について、中途解約 することに合意し、和解する。

- (1) 相手方 日本郵便株式会社
- (2) 事案の概要
 - ア 市は、千葉中央コミュニティセンター地下1階の事業所(146.64㎡。以下「本物件」という。)を、相手方に対し令和6年3月31日まで賃貸する契約(以下「本契約」という。)を締結している。
 - イ 市は、千葉中央コミュニティセンターの再整備を予定していることから、相手方に対し 立退料を支払うことを条件に本物件から退去することを求めた。
- (3) 主な和解内容
 - ア 市及び相手方は、本契約を中途解約する。
 - イ 相手方は、令和6年3月31日までに、本物件を市に明け渡す。
 - ウ 市は、立退料として、相手方に対し9,047,869円を支払う。

(諮 問)

1 使用料の徴収に関する処分についての審査請求について

(総務局 総務部 政策法務課)

下水道使用料の賦課決定処分(令和4年4月25日付け)の変更を求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問する。

(1)審査請求人 東京都台東区松が谷1丁目2番15号 株式会社吉隆 代表取締役 吉田博一

(2) 審査請求年月日 R4.7.25

2 使用料の徴収に関する処分についての審査請求について

(総務局 総務部 政策法務課)

下水道使用料の賦課決定処分(令和4年6月30日付け)の変更を求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問する。

(1)審査請求人 東京都台東区松が谷1丁目2番15号 株式会社吉隆 代表取締役 吉田博一

(2) 審査請求年月日 R4.7.25